

お忘れのないように！確定申告が必要な項目（1）

神戸市職員信用組合相談員

(社)FP 税務・社会保険制度研究会 理事 小澤昭彦

①医療費控除を受ける方

■医療費控除とは

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和7年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{控除を受けようとする} \\ \text{年中に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left\{ \begin{array}{l} 10 \text{万円} \\ \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が} \\ 200 \text{万円までの方は} \\ \text{所得の合計額の } 5\% \end{array} \right) \end{array} \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ (\text{最高 } 200 \text{万円}) \end{array}$$

医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。

セルフメディケーション税制※を適用する場合には、通常の医療費控除の適用はできません（選択適用）。また、修正申告又は更正の請求において、選択を変更することはできません。

医療費の領収書が多い場合は、医療費集計フォームで入力すると便利です。「医療費集計フォーム」に入力・保存したデータは、確定申告書等作成コーナー（国税庁のホームページにあります。）の医療費控除の入力画面で読み込み、反映することができますので、医療費の領収書の枚数が多い方は、「医療費集計フォーム」を利用した入力が便利です。

セルフメディケーション税制※の適用を受ける方は、「医療費集計フォーム」をご利用いただけません。

※セルフメディケーション税制とは

（1）制度の概要

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円を超える対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」（通常の医療費控除との選択適用）を受けることができます。

この控除を受ける場合には、通常の医療費控除を受けることができないので、ご留意ください。

(2)適用を受けられる方

セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に、「健康の保持増進及び疾病の予防に関する一定の取組」を行っている居住者が対象となります。

一定の取組とは、次の取組をいいます。

- ① 保険者(健康保険組合等)が実施する健康診査【人間ドック、各種健(検)診等】
 - ② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査
 - ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
 - ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
 - ⑤ 特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
 - ⑥ 市区町村が健康増進事業として実施するがん検診
- ※1 申告される方が一定の取組を行っている必要があります(申告される方と生計を一にする配偶者その他の親族の方が「一定の取組」を行っている必要はありません。)。

※2「一定の取組」に要した費用は控除の対象となりません。



②ふるさと納税をされた方

■寄附金控除について

ふるさと納税は、地方公共団体への寄附金として、確定申告における寄附金控除の対象となり、ふるさと納税の金額について一定の限度額までは、その金額から2千円を差し引いた金額が所得税と翌年度の個人住民税から控除されます。

■「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を提出された方へ

ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体にふるさと納税ワンストップ特例の申請を行われた方は、原則として確定申告は不要です（所得税の控除額も個人住民税から控除されます。）。

ただし、下記の《ワンストップ特例の適用確認シート》で「ワンストップ特例の適用ができません」となった方は、所得税及び個人住民税において、寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告をする必要があります。

《ワンストップ特例の適用確認シート》

※ 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当される方は、⑤から確認してください。

